

監査公表第5号

定期監査結果の公表について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定による監査を、糸魚川市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定によりその結果を次のとおり公表します。

令和7年3月25日

糸魚川市監査委員 渡 邊 勇
糸魚川市監査委員 加 藤 康太郎

- | | |
|-----------|--|
| 1 監査の種類 | 定期監査 |
| 2 監査の対象 | 生涯学習課、会計課、企画定住課、総務課、選挙管理委員会事務局、財政課 |
| 3 監査の着眼点 | 財務に関する事務の執行（収入事務、支出事務、契約事務、補助金事務）が関係法規に適合し、正確で、かつ適切に行われているかどうかを主眼として、実施した。 |
| 4 監査の実施内容 | 令和6年度（一部は5年度を含む。）の財務に関する事務の執行について、提出された帳簿及び関係書類を調査するとともに、関係職員の説明を聴取して行った。 |
| 5 監査の日程 | 令和7年2月13日、令和7年2月14日 |
| 6 監査の実施場所 | 糸魚川市役所 204 会議室 |
| 7 監査の結果 | おおむね適正に執行されていると認める。なお、監査の際に見受けられた軽微な事項については、関係所属長に留意又は改善を促した。 |